

松浦市 優遇措置一覧表(奨励金)

名称	対象事業	交付条件	奨励内容	限度額
事業用地取得奨励金	①製造業 ②情報・通信、流通・物流、ソフトウェア、新エネルギー事業 ③その他 市長が特に認めたもの	○市内に事業所を新設又は増設をする者で、次に掲げる要件をすべて満たすもの (1)新規雇用が10人以上(増設の場合は5人以上)ある者。ただし、その新規雇用のうち2分の1以上が市内に住所を有しなければならない。 (2)事業用地取得面積が6,000平方メートル以上又は事業用施設整備総額が新設の場合は2億円以上(増設の場合は1億円以上)のいずれかに該当する者 ○土地を取得して3年以内に施設を整備し操業を開始しなければならない	土地取得価格の25%以内 ※東部工業団地の特例 土地取得価格の50%以内、限度額2億円 分譲開始から2年間限定	1億円
事業用地賃借奨励金		○市内に事業所を新設又は増設をする者で、次に掲げる要件をすべて満たすもの (1)新規雇用が10人以上(増設の場合は5人以上)ある者。ただし、その新規雇用のうち2分の1以上が市内に住所を有しなければならない。 (2)事業用地取得面積が6,000平方メートル以上又は事業用施設整備総額が新設の場合は2億円以上(増設の場合は1億円以上)のいずれかに該当する者 ○土地を賃借して3年以内に施設を整備し操業を開始しなければならない	年間賃借額の2/3以内(5年間)	年間 200万円
雇用奨励金		○事業用地取得奨励金又は事業用地賃借奨励金のいずれかの交付を受ける者	市内に住所を有し、新規雇用として引き続き1年以上雇用された者1人につき1回限り50万円	5,000万円
事業関連施設整備奨励金		○市内に事業所を新設又は増設をする者で、次に掲げる要件をすべて満たすもの (1)新規雇用が10人以上(増設の場合は5人以上)ある者。ただし、その新規雇用のうち2分の1以上が市内に住所を有しなければならない。 (2)新たに2億円以上(増設の場合は1億円以上)の事業用施設整備を行う者	交付対象経費(取付道路、排水施設、用地整備等)の50%以内	1,000万円
情報処理産業奨励金	①情報・通信、ソフトウェア	○コールセンター、データセンター等の情報処理を行う施設を市内に新設する者で、操業開始から3年以内に新規雇用が20人以上となるもの ○操業開始から3年間を経過するまでの間において、市内住所を有し、新規雇用として雇用された者	(1)1年目の奨励金の額は、操業開始から1年間の平均雇用者数(1年間の毎月末の雇用者実績数の合計を12で除した数。1人未満切り捨て。)に50万円を乗じた額。 (2)2年目及び3年目の奨励金の額は、当該年の平均雇用者数から前年又は前々年の平均雇用者数のいずれか多い方の数を減じた数に50万円を乗じた額。	3,000万円